

浅口市議会業務継続計画 (浅口市議会BCP)

令和7年9月2日

浅口市議会

浅口市議会業務継続計画（BCP）

【目次】

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 対象とする災害・・・・・・・・	1
3. 議会の役割・・・・・・・・	1
4. 議員の役割・・・・・・・・	1
5. 議会事務局の役割・・・・・・・・	1
6. 災害時の市との連携・・・・・・・・	2
7. 災害発生時における対応・・・・・・・・	2
8. 本会議・委員会開催に向けた具体的対応・・・・・・・・	4
9. 連絡体制・・・・・・・・	4
10. 防災訓練・・・・・・・・	5
11. BCPの見直し・・・・・・・・	5
浅口市議会対策会議設置要領・・・・・・・・	6
行動基準表・・・・・・・・	8
災害ダイヤル（171）利用方法・・・・・・・・	10

1. 目的

浅口市議会業務継続計画（ＢＣＰ）（以下「ＢＣＰ」という。）は、浅口市内で大規模な自然災害、感染症のまん延等が発生したとき、浅口市災害対策本部条例ほか、関係条例等に基づき設置された対策本部（以下「市本部」という。）と連携することにより、市民の安心・安全の確保、被害の拡大防止、議会機能の早期回復を図ることを目的とし、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の対応について必要な事項を定める。

2. 対象とする災害

本ＢＣＰは、市本部が設置され、かつ議長が必要と認めた災害を対象とする。

参考【職員参集体制】浅口市地域防災計画、職員初動マニュアル

区分	防災体制	配備内容
・震度５弱以上 ・大津波警報	非常体制	全職員（自動配備）
・震度４以上 ・津波注意報、津波警報	警戒体制	所定の職員（自動配備）

3. 議会の役割

- (1) 本ＢＣＰが対象とする災害が発生したとき、議会は、浅口市議会災害対策会議設置要領（以下「要領」という。）に基づく、浅口市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
- (2) 対策会議は、議員から収集した地域の被災情報を整理し、市本部に提供する。また、市本部からの情報を、議会から貸与されているタブレット（以下「タブレット」という。）により全議員へ伝達する。
- (3) 市本部と連携し、国・県・その他関係機関に対し要望活動を行う。
- (4) 復旧・復興に向け、本会議・委員会（以下「本会議等」という。）において、必要な予算を速やかに審議するため、議会機能の早期回復を図る。

4. 議員の役割

- (1) 地域の避難行動、救援活動、復旧活動を支援する。
- (2) 地域の被災状況をタブレット等を用いて対策会議に連絡する。直接、市本部への連絡は行わない。
- (3) 対策会議からの情報を市民に提供する。
- (4) 大災害までに至らない中小規模の災害であっても、本ＢＣＰを尊重し、非常事態に即応し、地域の一員として活動する。

5. 議会事務局の役割

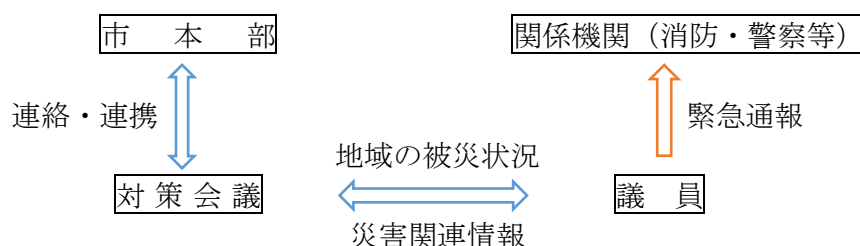
市本部が設置されたとき、議会事務局（以下「事務局」という。）は、通常業務に優先して次の災害対応業務にあたるものとする。また、災害が勤務時間外に発生したときは、自身や家族の安全を確保した上で、事務局に参集し、災害対応業務にあたる。

- (1) 浅口市地域防災計画、職員初動マニュアル等による災害対応業務にあたる。
- (2) 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援にあたる。
- (3) 議員・事務局職員の安否を確認する。
- (4) 本庁（建物・設備）の被災状況を確認する。
- (5) 対策会議の準備、運営を補佐する。（情報・状況の整理等）
- (6) 市本部との連絡体制を確保する。

6. 災害時の市本部との連携

大規模災害発生時においては、市本部と対策会議の連絡体制を確立することが重要である。災害対応業務を実施するのは実質的には市本部を中心とした市の関係課であるが、対策会議においても、議員が収集した地域の被災情報を整理し、市本部へ提供するとともに、市本部からの情報を適宜全議員に伝達する。

- * 議員から市本部への情報提供は、市本部が災害対応に専念できるよう、直接の連絡は控え、対策会議を窓口として行うものとする。ただし、救助・救命に係る緊急性がある場合は、関係機関に通報する。



7. 災害発生時における対応

(1) 災害発生時（発災時から概ね24時間）

ア. 議会及び議員の行動

① 本会議等が開催中の場合

- a. 議長または委員長は、直ちに会議を休憩し、出席者及び傍聴者の安全を確保する。
- b. 議長または委員長は、被災状況により、その日の会議を閉じることができる。延会等を行う場合は、議決を経る。
- c. 議員は、自身の安全を確保した上で、被災者の救出・支援にあたる。

② 本会議等が開かれていない場合、または議員が登庁していない場合

- a. 議員は、自身や家族の安全を確保し、安全な場所に避難した上で、タブレット等により、安否、居所、連絡先及び地域の被災状況を対策会議に連絡する。
- b. 議員は、地域の被災者の安全確保、避難行動にできる限り協力する。ただし、議長から招集があったときは、速やかに参集する。

③ 委員会視察を行っている場合

- a. 委員長は、視察先で災害が発生したときは、速やかに被災状況を議長（議長に事故があるときは副議長）に報告する。
- b. 委員長は、本市または視察先の被災状況を勘案し、必要があると認めるときは、視察を終了し、帰庁する。

- c. 議長は、本市または視察先の被災状況を勘案し、必要があると認めたときは、委員長に対し、視察を終了し、帰庁を命ずることができる。

④ 出張等で市外にいる場合

- a. 議員は、出先で災害が発生したときは、速やかに被災状況を議長（議長に事故があるときは副議長）に報告する。
- b. 議員は、本市または出先の被災状況を勘案し、必要があると認めるときは、出張等を終了し、帰宅する。
- c. 議長は、本市または出先の被災状況を勘案し、必要があると認めたときは、議員に対し、出張等を終了し、帰宅を命ずることができる。

イ. 対策会議の開催

- ① 議長は、要領に基づき対策会議を招集し、会議を運営する。
- ② 発災直後は、情報収集が主な活動となることから、あらゆる通信手段を用いて情報を収集するとともに、市本部からも情報を得よう連絡体制を確保する。
- ③ 対策会議の経過・結果をタブレットにより適宜全議員に伝達する。
- ④ 議長は、必要があると認めるときは、対策会議をタブレットによりオンラインで行うことができるものとする。

ウ. 事務局職員の行動

① 勤務時間中

- a. 来庁者の避難行動を支援する。
- b. 議員・事務局職員の安否を確認する。
- c. 本庁の施設・設備の被災状況、電話・パソコン等の情報機器の稼働状況を確認する。
- d. 対策会議の準備、運営を補佐するとともに、市本部からの災害情報を収集し、対策会議に伝達する。

② 勤務時間外

- a. 自身や家族の安全を確保した後、事務局に参集する。
- b. 議員・事務局職員の安否を確認する。
- c. 本庁の施設・設備の被災状況、電話・パソコン等の情報機器の稼働状況を確認する。
- d. 対策会議の準備、運営を補佐するとともに、市本部からの災害関連情報を収集し、対策会議に伝達する。

(2) 応急活動期（2日～7日程度）

- ア. 災害発生時からの活動を継続する。対策会議は、収集・整理した情報を市本部へ提供するとともに、全議員で情報共有する。
- イ. 議員は、可能な限り地域の被災状況を把握し、対策会議に連絡する。また、対策会議・市本部からの情報をSNS等様々な方法により市民に提供する。
- ウ. 対策会議は、これまでに収集した災害情報に基づき、今後の対応・取組等についての検討を始める。
- エ. 事務局職員は、本会議等の場所及び録音設備を確保する。

(3) 復旧活動期（8日以降）

- ア. 応急活動期からの活動を継続する。対策会議は、市本部の活動状況に配慮しつつ、被災・復旧の状況、今後の対応についての説明を求める。

- イ. 対策会議は、本会議等の開催に向け、開催時期・場所、審議日程等について、執行部と調整する。
- ロ. 本会議等において、災害対策、復旧・復興に係る必要経費を速やかに審議する。
- エ. 迅速な復旧・復興に向け、対策会議で検討・調整した内容について、国・県・その他関係機関に対し要望活動を行う。

8. 本会議等の開催に向けた具体的対応

(1) 正副議長について

- ア. 正副議長ともに事故がある場合は、会期中は、仮議長が議長の職務を行う。
- イ. 正副議長ともに欠けた場合は、正副議長を選任する。

(2) 正副委員長について

- ア. 正副委員長ともに事故がある場合は、年長委員が委員長の職務を行う。
- イ. 正副委員長ともに欠けた場合は、正副委員長を選任する。

(3) 定足数について

本会議等は、定数の半数以上の議員（または委員）の出席が必要である。

(4) 執行部の出席について

議長または委員長は、執行部の出席者について、被災状況・災害対応業務を勘案し、執行部と調整する。

(5) 代替施設について

議場または委員会室が使用できないときは、代替施設を選定する。また、本庁舎が使用できないときは、浅口市業務継続計画により特定された施設を代替施設とする。

参考

本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	
第1順位	第2順位
金光総合支所	寄島総合支所

(6) 議案の審議について

- ア. 会期中に本BCPが対象とする災害が発生したときは、対策会議において、審議日程等について、執行部と調整する。（日程変更、審議終了、会期の短縮等）
- イ. 閉会中に本BCPが対象とする災害が発生したときは、対策会議において、本会議等の招集時期、審議日程等について、執行部と調整する。
- ロ. 執行部との調整結果は、いずれの場合も、議会運営委員会において諮り、決定する。
- * 議会運営については、地方自治法、浅口市議会会議規則、浅口市議会委員会条例等の規定に基づき対応する。

9. 連絡体制

(1) 安否確認等

- ア. 本BCPが対象とする災害が発生したとき、議員は、自身や家族の安全を確保し、安全な場所に避難した上で、タブレット等により、自身の安否、居所及び連絡先を事務局に連絡する。なお、タブレットの使用が制限、もしくは使用できないときは、携帯電話、固定電

話等により連絡する。災害情報の提供についても同様とする。

議会事務局 電 話：０８６５－４４－７０１０

F A X：０８６５－４４－７００９

メールアドレス：gikai@city.asakuchi.lg.jp

- イ. 議員は、事務局に届けている電話番号を変更したときは、速やかに事務局に届け出るものとする。

(2) 情報提供

対策会議から議員への伝達は、タブレットにより行うものとする。

- * 伝達方法は、状況に応じて、電話やメールのほか、災害用伝言ダイヤル『１７１』を利用するなど、そのときに使用可能な通信手段により行うものとする。

10. 防災訓練

本ＢＣＰが対象とする災害を想定した非常参集、安否確認等の防災訓練を適宜実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図る。

11. ＢＣＰの見直し

- (1) 災害対策に係る法令等の改正等による状況の変化が生じたときは、内容の見直しを図る。
- (2) 本ＢＣＰの見直しは、議会運営委員会において行うものとする。

浅口市議会対策会議設置要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、浅口市議会対策会議（以下「対策会議」という。）の設置・運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、大規模な自然災害等、緊急事態が発生し、浅口市災害対策本部条例ほか、関係条例等に基づく対策本部（以下「市本部」という。）が設置され、かつ議長が必要と認めるとき、対策会議を設置する。

(組織)

第3条 対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長及び副委員長をもって組織する。

2 議長は、対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

4 議長、副議長ともに事故あるときは、議会運営委員長、ほか議長があらかじめ指名する者が、議長及び副議長の職務を代理する。

5 議長は、必要と認める場合、その他の議員の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 対策会議は、議長が招集する。

2 対策会議の設置場所は、議長が定める場所とする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、議長の決するところによることができる。

(所管事務)

第5条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1)議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。

(2)議員からの情報の収集・整理並びに市本部への情報提供に関すること。

(3)市本部からの情報の収集・整理並びに議員への伝達に関すること。

(4)市本部への要望等に関すること。

(5)国、県、その他の関係機関に対する要望等に関すること。

(6)議案の審議日程の調整等に関すること。

(7)本会議・委員会(以下「本会議等」という。)の開催準備等、議会の機能回復に向けた調整に関すること。

(8)その他、議長が必要と認める事項。

(市本部等との連携)

第6条 対策会議は、議員が収集した地域の被災情報を整理し、市本部へ提供する。

2 市本部の活動状況に配慮しつつ、市本部に対し、被災・復旧状況等の説明を求めることができる。

3 本会議等の招集時期、審議日程等について、執行部と調整する。

(事務局)

第7条 議会事務局は、議長の命を受け、対策会議の事務を補佐する。

(対策会議の廃止)

第8条 議長は、市本部が廃止されたとき、または災害の応急対策が概ね完了したと判断したと

きは、対策会議を廃止する。

(その他)

第9条 この要領で定めるもののほか、対策会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

【行動基準表】

○災害発生時

時 間	本会議、委員会が開催中の場合		
発災時 ～ 概ね24時間	議会・議員	対策会議	事務局
	- 議長・委員長は、直ちに会議を休憩し、出席者及び傍聴者の安全を確保する。 - 議長・委員長は、被災状況により、その日の会議を閉じることができる。延会等を行う場合は、議決を経る。 - 議員は、自身の安全を確保した上で、被災者の救出・支援にあたる。	- 議長は、要領に基づき対策会議を招集し、会議を運営する。 - あらゆる通信手段を用いて情報を収集する。 - 市本部からも情報を得るよう連絡体制を確保する。 - 対策会議の経過・結果をタブレットにより適宜全議員に伝達する。	- 来庁者の避難行動を支援する。 - 議員・事務局職員の安否を確認する。(議員が負傷したときは医療機関と家族に連絡する) - 本庁の施設・設備の被災状況、パソコン等の稼働状況を確認する。 - 対策会議の準備、運営を補佐する。 - 市本部からの災害情報を収集し、対策会議に伝達する。

○災害発生時

時 間	閉会中の場合		
発災時 ～ 概ね24時間	議会・議員	対策会議	事務局
	- 自身や家族の安全を確保し、安全な場所に避難した上で、タブレット等により、安否、居所、連絡先及び地域の被災状況を対策会議に連絡する。(負傷等により自身で連絡することができない場合は家族等に依頼する) - 地域の被災者の安全確保、避難行動にできる限り協力する。ただし、議長から招集があったときは、速やかに参集する。	- 議長は、要領に基づき対策会議を招集し、会議を運営する。 - あらゆる通信手段を用いて情報を収集する。 - 市本部からも情報を得るよう連絡体制を確保する。 - 対策会議の経過・結果をタブレットにより適宜全議員に伝達する。	- 来庁者の避難行動を支援する。 - 議員・事務局職員の安否を確認する。(議員が負傷したときは医療機関と家族に連絡する) - 本庁の施設・設備の被災状況、パソコン等の稼働状況を確認する。 - 対策会議の準備、運営を補佐する。 - 市本部からの災害情報を収集し、対策会議に伝達する。

○災害発生時

時 間	委員会視察を行っている場合	出張等で市外にいる場合
発災時 ～ 概ね24時間	□ 委員長は、視察先で災害が発生したときは、速やかに被災状況を議長に報告する。 □ 委員長は、本市または視察先の被災状況を勘案し、必要があると認めるときは、視察を終了し、帰庁する。	□ 議員は、出先で災害が発生したときは、速やかに被災状況を議長に報告する。 □ 議員は、本市または出先の被災状況を勘案し、必要があると認めるときは、出張等を終了し、帰宅する。

○応急活動期

時 間	議会・議員	対策会議	事務局
概ね2日 ～ 概ね7日	□ 災害発生時からの活動を継続する。 □ 可能な限り地域の被災状況を把握し、対策会議に連絡する。 □ 対策会議・市本部からの情報をSNS等様々な方法により市民に提供する。	□ 収集・整理した情報を市本部へ提供するとともに、全議員で情報共有する。 □ これまでに収集した災害情報に基づき、今後の対応・取組等についての検討を始める。	□ 本会議等の場所及び録音設備を確保する。 □ 対策会議の準備、運営を補佐する。

○復旧活動期

時 間	議会・議員	対策会議	事務局
概ね8日以降	□ 本会議等において、災害対策、復旧・復興に係る必要経費を速やかに審議する。 □ 迅速な復旧・復興に向け、対策会議で検討・調整した内容について、国・県・その他関係機関に対し要望活動を行う。	□ 市本部の活動状況に配慮しつつ、被災・復旧の状況、今後の対応についての説明を求める。 □ 本会議等の開催に向け、開催時期・場所、審議日程等について、執行部と調整する。	□ 本会議等の準備 □ 対策会議の準備、運営を補佐する。

【災害用伝言ダイヤル（１７１）の基本的操作方法】

災害用伝言ダイヤルとは、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供される「声の伝言板」です。

◆議会事務局からの伝言を聞く（再生）

- ① 「１７１」を押す
- ② 「２」を押す
- ③ 議会事務局の電話番号「０８６５－４４－７０１０」を入力
- ④ 「１」を押す
- ⑤ 伝言の再生開始
- ⑥ 繰り返し再生は「８」を、次の伝言の再生は「９」を押す
- ⑦ 再生後に自分のメッセージを録音する場合「３」を押す

◆議会事務局に伝言を残す（録音）

- ① 「１７１」を押す
- ② 「１」を押す
- ③ 議会事務局の電話番号「０８６５－４４－７０１０」を入力
- ④ 「１」を押す
- ⑤ ピッという音の後に３０秒以内にメッセージを録音する
例：〇〇です。無事です。
〇〇にいます。〇〇も一緒にいます。
この周辺は断水・停電してます。
このあと〇〇へ移動する（〇〇をする）予定です。
- ⑥ 録音後に「９」を押す

◇利用できる電話

加入電話（固定電話）、携帯電話、公衆電話、災害時にＮＴＴが設置する特設公衆電話、プッシュ式のＩＳＤＮ・ひかり電話。

◇利用料金

無料